○関東地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第十九号東京都市計画公園事業八・八・四号清澄公園

三　事業施行期間　自平成十年一月八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十年建設省告示第十九号、平成十年建設省告示第二千百十三号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十一号及び平成二十年関東地方整備局告示第百六十一号の事業地のうち東京都江東区清澄三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都江東区清澄二丁目及び清澄三丁目地内

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第三百九十三号東京都市計画公園事業第六・五・十五号上板橋公園

三　事業施行期間　自平成八年三月七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成八年建設省告示第三百九十三号、平成八年建設省告示第二千百六十号、平成十年建設省告示第千六百五号、平成十一年建設省告示第千五百六十八号、平成十二年建設省告示第六百六十四号、平成十六年関東地方整備局告示第百三十九号及び平成十九年関東地方整備局告示第三十五号の事業地のうち東京都板橋区小茂根五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都板橋区桜川一丁目及び小茂根五丁目地内並びに練馬区羽沢三丁目地内

○関東地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千百十三号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十一号及び平成二十年関東地方整備局告示第百六十一号の事業地のうち東京都江東区清澄三丁目地内

三　事業施行期間　自平成十年一月八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十年建設省告示第十九号、平成十年建設省告示第二千百十三号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十一号及び平成二十年関東地方整備局告示第百六十一号の事業地のうち東京都江東区清澄三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都江東区清澄二丁目及び清澄三丁目地内

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第三百九十三号東京都市計画公園事業第六・五・十五号上板橋公園

三　事業施行期間　自平成八年三月七日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成八年建設省告示第三百九十三号、平成八年建設省告示第二千百六十号、平成十年建設省告示第千六百五号、平成十一年建設省告示第千五百六十八号、平成十二年建設省告示第六百六十四号、平成十六年関東地方整備局告示第百三十九号及び平成十九年関東地方整備局告示第三十五号の事業地のうち東京都板橋区小茂根五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都板橋区桜川一丁目及び小茂根五丁目地内並びに練馬区羽沢三丁目地内

○関東地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第十九号東京都市計画公園事業八・八・四号清澄公園

三　事業施行期間　自平成十年一月八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十年建設省告示第十九号、平成十年建設省告示第二千百十三号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十一号及び平成二十年関東地方整備局告示第百六十一号の事業地のうち東京都江東区清澄三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都江東区清澄二丁目及び清澄三丁目地内

○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千八百七十七号立川都市計画公園事業第九・六・二号、福生都市計画公園事業第九・六・一号野山北・六道山公園

三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　東京都瑞穂町大字石畑字狭山谷地内

五　収用の手続が保留される事業地　東京都武蔵村山市本町三丁目、本町五丁目、本町六丁目、三ツ木三丁目、三ツ木四丁目、三ツ木五丁目、岸二丁目、岸三丁目、岸四丁目及び岸五丁目並びに瑞穂町大字殿ヶ谷字宮前、字山際、字滝田谷津、字尾引山、字尾引添、字日野出、字宮野入、大字石畑字狭山谷、字夕日台、字峰田、字狭山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷、大字駒形富士山字富士山、字富士山通り、大字高根字高根下、字山下、字打越、字池ノ上、字北狭山、字金堀沢及び字田ノ入地内

○関東地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千四百十五号東京都市計画公園事業第五・六・十五号芝公園

三　事業施行期間　自平成元年八月十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都港区芝公園四丁目地内

○関東地方整備局告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋